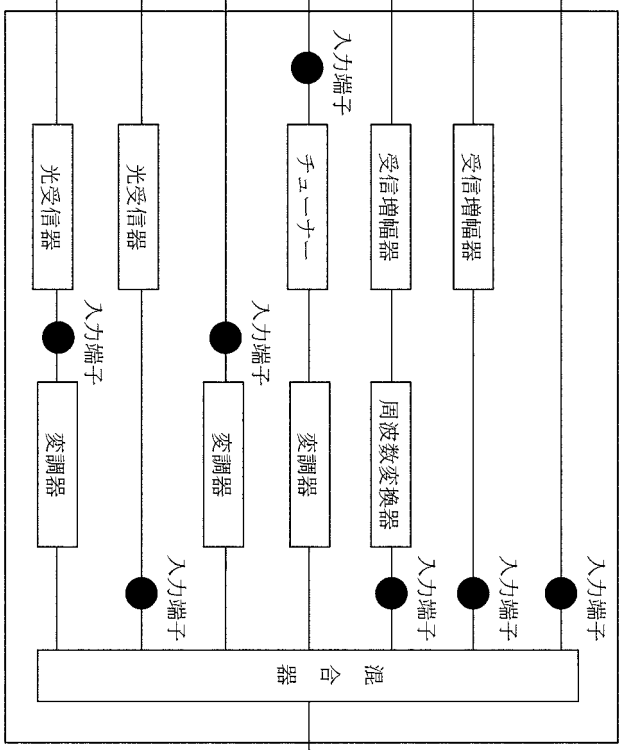
有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第九条に規定するビット誤り率の値を適用するヘッドエンドの主たる機器の入力端子の箇所は、別図に示す箇所とする。

別図　ヘッドエンドの主たる機器の入力端子



注　ビット誤り率の値を適用するヘッドエンドの主たる機器の入力端子は、複数の入力系統があるため、それぞれの入力系統ごとに次の箇所とする。

系統1　混合器のみを使用する場合は、混合器の入力端子とする。

系統2　受信増幅器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。

系統3　受信増幅器、周波数変換器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。

系統4　チューナー、変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、チューナーの入力端子とする。

系統5　変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、変調器の入力端子とする。

系統6　光受信器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。

系統7　光受信器、変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、変調器の入力端子とする。

○総務省告示第三百十五号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十六条第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十三年総務省告示第百三十号（有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件）及び平成十七年総務省告示第千二百九十一号（有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の全部を改正する件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十六条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送等の条件

有線テレビジョン放送等は、次の各号の基準に適合すること。

1　アナログ変調方式による有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式（送信の方式が標準テレビジョン放送方式又は標準衛星テレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあっては、次のとおりとする。

㈠　有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準テレビジョン放送方式である場合にあっては、主観評価（第三項第1号に規定する主観評価をいう。以下同じ。）、客観評価（第三項第2号に規定する客観評価をいう。以下同じ。）若しくはテレビ受信機による画面評価（次項第2号に規定する画質の劣化が検知されないことの確認を行うことをいう。以下同じ。）により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと、又はスペクトルマスク評価（第三項第3号に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により求められた妨害波レベルが別図第四号から別図第六号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

㈡　有線テレビジョン放送等の送信の方式が、標準衛星テレビジョン放送方式である場合にあっては、主観評価、客観評価又はテレビ受信機による画面評価により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと。

2　デジタル変調方式による有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあっては、次のとおりとする。

㈠　有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。）が 1×10^{-4} 以下であること。

㈡　有線テレビジョン放送等の送信の方式が、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準テレビジョン放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が 1×10^{-4} 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十二号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

二　前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

確認する事項は、隣接チャンネル妨害、スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害とし、その方法は、次のとおりとする。

1　隣接チャンネル妨害の確認方法

隣接チャンネル妨害については、他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側又は下側に隣接して伝送した場合、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

㈠　評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第一号に示すとおりとする。